

寄付金募集について

学校法人 志學館学園

1. 目的

学校法人志學館学園各設置校(志學館大学、鹿児島女子短期大学、志學館中・高等部、かもめ幼稚園、なでしこ幼稚園、すみれ幼稚園、なでしこ保育園)における教育研究活動や施設・設備の充実発展のため

2. 寄付の種類

- (1) 個人寄付 (一般、在学生、保護者、卒業生他)
- (2) 法人寄付 (企業、団体他)

3. 寄付金額

・特に定めておりません

4. 期間

・特に定めておりません

5. 税制上の優遇措置

(1) 個人寄付(寄付領収書等により、下記の1か2のいずれかを選択していただき所轄税務署へ確定申告をしてください。)

1. 所得税控除(本学園は文部科学省から「特定公益増進法人」として認定されています。)

寄付金合計額
又は
総所得額の 40%

} のいずれか低い額 - 2,000 円 = 寄付金控除額

寄付金控除額 × 所得税率 = 所得控除額

2. 税額控除(本学園は文部科学省から「税額控除証明」を受けています。)

(税額控除対象寄付金(*1) - 2,000 円) × 40% = 控除対象額(*2)

NEW 平成 23 年度新設制度

この額が、所得税額から控除されます。

*1 寄付金支出額が、総所得金額等の 40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄付金となります。

*2 控除対象額が、所得税額の 25%を限度とします。

(2) 法人寄付(寄付金領収書等により、所轄税務署へ法人税申告をしてください。)

1. 特定寄付金(本学園は文部科学省から「特定公益増進法人」として認定されています。)

- ・寄付金の一定限度額までを損金に算入することができます
- ・一般寄付金の損金算入限度とは別枠で、一般寄付金と同額まで損金として算入できます

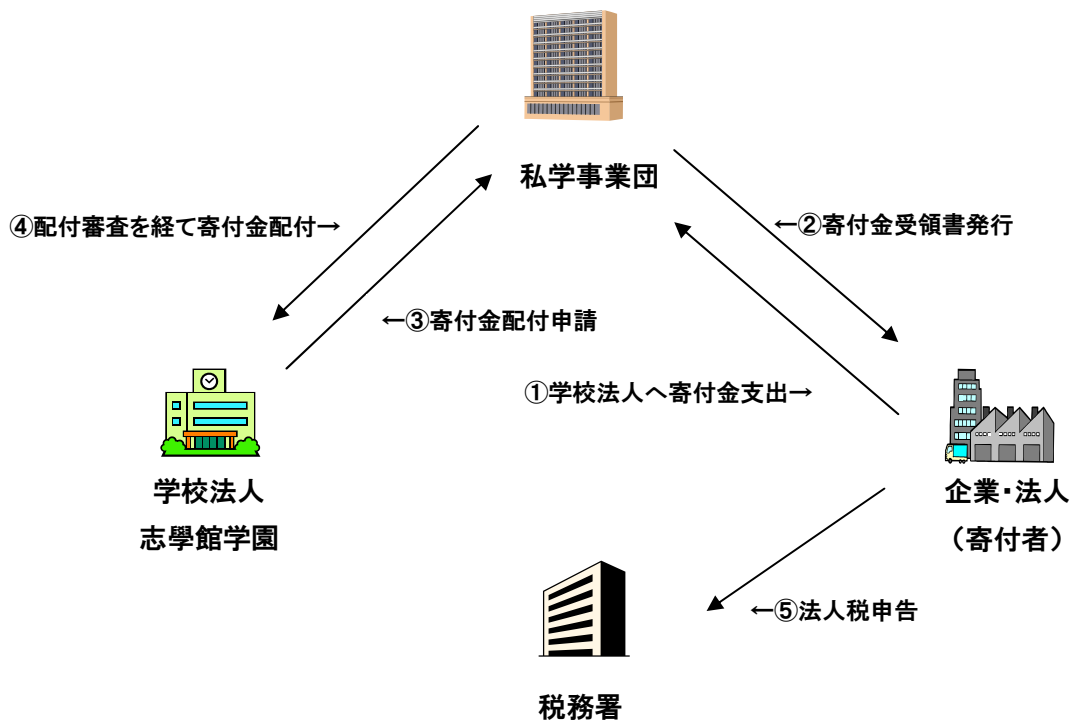
【損金限度額計算方法】

- 損金算入限度額=(資本基準額+所得基準額)×1/2
- 資本基準額=期末の資本金額、資本積立金額の合計額×事業年度月数/12か月×2.5/1,000
- 所得基準額=その事業年度の所得金額×5.0/100

2. 受配者指定寄付金

- ・日本私立学校振興・共済事業団(私学事業団)へ本学園あての寄付金を支出していただき、同事業団を経由して、本学園が寄付金を受け入れるものです。
- ・寄付金全額が損金として算入できます。

【受配者指定寄付金制度のイメージ】



* 寄付金等に関する詳細については、志學館学園法人本部までお問い合わせください。

(電話099-254-4143 FAX099-257-3846)